

春期講習

解答

Z会東大進学教室

早大国語



【問題】(演習)

出典：松浦寿輝「携帯電話と「閾値」の問題」／早稲田大学 教育学部 97年

文章略解

テクノロジーの発達により、コミュニケーションの欲望とその充足の間の時間差を極小にする携帯電話というツールが登場した。これに伴い、私たちは自身の欲望に対しても過敏になりつつある。このことの帰結は二つある。一つは、即座に欲望が満たされることによって鋭利な欲望を保持できなくなるというネガティヴな側面であり、もう一つは欲望が多様化し、無数の微小で稀薄な欲望が生起して纖細化するというポジティブな側面である。

解答

問1 3

問2 4

問3 2

問4 過激な暴力性（6字・26行目）

問5 決して過激（26行目）

問6 1・4

【問題】(自習)

出典：・藤本敏夫 「農的幸福論」 / 早稲田大学 教育学部 04年

文章略解

観念論と近代合理主義は対極のものとされていたが、いま人びとは両者を同じではないかと考え始めた。観念論は宗教上の言葉、合理主義は観察と実験に基づく客觀性を、それぞれ絶対唯一の基準としたからである。旧来価値を見出されてきた人間機能の拡大が地球の隅々まで浸透してしまつたいま、それは地球を破滅させてしまいかねない。かつての共同体に代わる、開かれた生命の相互交流の場を、この地球上に創出する必要がある。

解答

問1 A ≡ 力

B ≡ ア

問2 イ

問3 エ

問4 オ

問5 オ

問6 イ・エ

問2 本文に補助線を引いたものを示せば次のようになろうか（以降、これを「分析図」と呼ぶ）。

人びとはいま、大きな^Aカイ疑の中に揺られている。それは近代をさしつらぬき、人びとの全生活過程、全生活空間を規定している^a近代合理主義に対する疑問^{××}であり、深い反省である。

旧来、合理主義は、^B観念論や宗教の対極にあるものとされていた。そしていま、人びとはこの合理主義が観念論の対極にあることによって、^{1a}合理主義は^B観念論と同じではないかと考えはじめた。このことの^(理由)は近代合理主義の形成過程、近代科学の形成過程を見るによつて可能となるかもしれない。「中世のキリスト教社会」においては、何ごとも、宗教上の言葉によつて表現され、そのことによつて社会的価値、規範のすべてが統一されていた。聖書の言葉、教会牧師の解釈を基として、神がすべてを創り、物はすべて物質と本質とに分離して考えられてきた。

「しかし、」²〔十七世紀〕をエポックとして新しい動きが生まれてきた。

（中略）

さて、しかし問題はそのときから生まれている。人間は、すべてをこの^{観察と実験}によつて解明できるとしたのだ。宗教上の象徴や言葉ではなく、人間が観察や実験によつて創りあげた理解、尺度にもとづいて万物を解明しうると思ったのだ。そして、それは完全に観念論や靈魂思想から離れた眞の世界であると考えた。そこに、主觀に対する「客觀的」という言葉が生まれたのであり、「実証主義」を形作つたのであつた。客觀性とか合理性とかいうものは時間的および空間的な一定の概念に支えられている。そして、その時間・空間は、ある一定の観察方法により生まれてきたけれども、それを、この世界の絶対的な基準であると考えることが客觀的とか合理的とかいわれている。

だから、「大きさ」とか「速さ」というものはある観察方法によるものであつて、方法を変えれば、まったくその基準も変わってしまうものなのだ。インシュタインの相対性原理は、そのことを明確に関係づけたものといえるだろう。だから旧来の方法論、時間的、空間的概念は、一つの方法であつて、それ自身をまったく自由に見られる立場こそが要求されているのである。一人より十人のほうが価値あるとする基準、十分より一日のほうが大切だとする基準、それはある一定の方法論にもとづく価値なのであって、[●][●][●]合理主義、客觀主義は、まさにそのことを見ずして、その方法以外は存在しないとするがゆえに、その

科学至上主義は宗教とまったく変わらないとせねばならない。

近代合理主義と観念論や宗教は対立概念でありながら、傍線1では「同じではないか」とも言う。問2は両者の共通項を掘り当てよ、という設問だ。

傍線1の直後で、「このことの解説」を「近代合理主義の形成過程」、「近代科学の形成過程」に求めている。その詳説が分析図の開み部分だ。

〔中世のキリスト教社会〕宗教上の言葉がすべてを表現・統一

〈しかし〉

〔十七世紀（近代科学出現）以降〕：観察と実験によってすべてを解説できるとした

それを、この世界の絶対的な基準であると考える

すなわち、あるイデオロギーなり方法論なりを、唯一無二の絶対的スタンダードと見なしたという点では、両者は同じであるといふことだ。よって答はイ。

ちなみに諸君は「双括型」という用語をご存じだろうか。次のような形式の文章を「双括型」の文章という。

結論・筆者の主張

←
←・その論拠論証
←・補足説明

←・具体例など

←

結論・筆者の主張（リピート）

最初に自分の主張を提示しておき、それを論証したり補足説明や具体例を示した後、「ね？やつぱり私の言っていることは正しかつたでしょ？」と、もう一度自分の主張を再提示する型である。本文もまさにこの双括型になつてゐる。

4行目の傍線1：「合理主義は観念論と同じではないかと考えはじめた」

26・27行目：「その科学至上主義は宗教とまったく変わらないとせねばならない」

の二箇所が「結論・主張」だ。そしてその間に「論証」が挟み込まれている。26行目「その科学至上主義は宗教とまったく変わらないとせねばならない」を傍線1ダッシュとするならば（つまり傍線1の「分身」とするならば）、この直前「合理主義、客觀主義は、まさにそのことを見ずして、その方法以外は存在しないとするがゆえに」を解答の根拠として、イを選ぶことも出来る。

問3 各選択肢に見出せる、「十七世紀以前」と「十七世紀以降」の対立項を抽出してみよう。

〔十七世紀以前〕		〔十七世紀以降〕	
ア	一部の支配層	多くの人々	
イ	神の絶対的な権威	人々は各自で思考	
ウ	表層を把握	多様な価値観	
エ	神によつて定められたとする法則	人間が独自に生み出した数量化しうる基準	
オ	絶対的	相対的	

ア：「支配層」本文中に言及なし。

ウ：「表層」v.s 「多様」というコントラストは本文中に見出せない。

オ：両者とも「絶対的スタンダード」に依拠していることは問2でみた通り。「相対的」がおかしい。

「神の手から人間の手へ」というのは近代論の頻出論点であり、その意味ではイカ工で迷うかも知れない。しかし再三述べているように、「絶対的スタンダード」に基づいているのは十七世紀以降も同じであり、その意味でイの「各自で思考」というのは不適切だ。傍線2以降の分析図は左の通り。

「しかし、」²「十七世紀」をエポックとして新しい動きが生まれてきた。^x物の本質を追求するということではなく、○物それ自体、運動それ自体に注目し、^x旧来の本質論議を離れて、○ありのままに物を見るという観察の視点を生みだし、そして、○その観察の結果を実験して法則を発見してゆくという方法を生みだしたのだ。この観察と実験は積極的な解明の方法であって、^x静止した形での、あらかじめ決められた法則にもとづいてのみ物を見るということから明らかに進んだものであった。近代科学はその基礎を「観察」と「実験」においたのである。当然、それは時間と空間において、一つの尺度を必要としたから、() 3) と密接に結びついていることも事実である。

「物それ自体、運動それ自体に注目」「ありのままに物を見る」「観察」「実験」「結果」といった語群、また本文17行目の「客観的」「実証主義」「合理性」などといったワードからも、工の「数量化しうる」は妥当である。

問4 空欄 (3) 直前に「時間と空間において、一つの尺度を必要としたから」と理由付けがしてあるのが、誰でも気付く大きなヒント。その意味でア・ウ・エは論外。

イは「西暦＝時間の尺度」「世界地図＝空間の尺度」と言えるが、グレゴリオ暦が使われるようになつたのは十六世紀だし、ユリウス暦制定に至つては紀元前である。十七世紀の近代科学技術の出現と絡めるべきものではない。一方オ。時計の発明が「近代」と密接に結びついているというのは近代論の常識なので、覚えておこう。「レンズの発明」も「観察と実験」に密接に関連するの自明だろう。

問5 本文33行目から44行目までの分析図は次の通り。

旧来の価値は、一つの方法論にもとづいて描きだされた価値であった。「長さ」「速さ」「広さ」など、物質と時間と空間はその中でなにがしかの位置づけを与えてきた。しかしいまや、⁴機能として物^xとをとらえてゆく価値観は靈魂主義よりも、たちの悪いものに転落しようとしている。「今まで」価値とは、はたして何であつたろうかという問い合わせ、ふたたびここで出てくる。**人間の機能の拡大**といふことが価値なのだろうか。たぶん、今までの価値の考え方は、そうであつたようと思える。機能的な側面から万物を見てゆくこと、より早く遠くへ移動できること、より高く大空へ舞い上がれること、より深く、長く海に潜れること、より強く大きなエネルギーを生み出すこと、より長い時間生命機能を維持すること、それが価値であつたように思える。そして「なんのために」ということは、「発展」「進化」という絶対的な価値によって説明されていたのであつた。いままではそれでもよかつた。十八世紀、十九世紀、そして二十世紀初頭はそれが価値として、なんの疑いも差しはさまれはしなかつた。**人間の機能の拡大**はこの地球のすみずみまで浸透した。より機能の拡大を図ろうとすれば、**地球の全構造**自体を破滅させてしまわねばならないほどになつてしまつた。

〔今まで〕**人間の機能拡大**



価値であつたように思える

〔しかし〕

〔（現在）〕**人間の機能拡大**…地球の隅々まで浸透した



地球の全構造自体を破滅させてしまわねばならないほどになつてしまつた

これだけでも正解オは選べるが、さらに48行目から最後までを見てみよう。

ものは機能の拡大と相互的に関係し合つて変化してきたということを考えなくてはいけない。「封建時代」のある地域社会における共同体は、あの時代の**人間機能の拡大の規模**にBシヨウ応していた。しかし、「いまや」問題はまつたくちがつてしまつたのである。**人間機能の拡大**はこの地球上をすべてとらえつくしてしまつた。そして、**旧来の共同体理念とその形式**は、すべてまつたく意味を失つてしまつたのであつた。それは、開かれた生命の相互交流の場をこの地球上に創りえて、はじめて可能なことなのだ。

「かつて（封建時代）」は、**人間機能の拡大**と**共同体**は照応、つまり対応関連していた。ところが「いまや」、**人間機能**の相方であった**共同体**が消滅・意味を失つてしまつたというのである。これが選択肢オの後半の記述と対応するだろう。

問6 各選択肢の問題点を指摘しておく。

ア・科学はともかく、宗教が「自然や世界を解明する言語としての機能を果たしてきた」とは言っていない。

・「客観的分析」は近代科学的視座であつて、宗教には馴染まない。

・筆者は「人間機能の新たな拡大を目指そう」などと提唱していない。

ウ 筆者は「宗教・観念論」と「近代的実証主義」は絶対的基準にのみ依拠している点では同じであるとしており、兩者の間に優劣を設けていない。よつて「宗教的な観念論に回帰すべきではない」がおかしい。

オ 「機能の拡大を地球規模で推進し」が致命的なアウト。

カ 「成し遂げたことに満足してしまった」がおかしい。ならば人間機能の拡大はこれ以上進まないことになる。

イについては、「それ自体が常に他との比較において規模や遅速を把握しうる」が少し引っかかったかも知れない。確かにこの文言に直接対応する記述は本文中にはない。しかしこの一節は、「相対的」を説明する修飾節と考えれば、取り立てて大きな誤謬とならないであろう。エについては、科学が「人間自身が定めたものである」というのはその通りだとしても、それを「今日自覚しなければならないのは」とことさら強調している点は、やや力点の置き所を履き違えている感がある。しかしこれもまたアクセントの問題で、ア・ウ・オ・カに見出せるような明らかな誤謬と比べると、相対的にはキズが少ない、ということになる。

【問題】(演習)

出典…岩井克人「遺伝子解読の不安」／早稲田大学 人間科学部 01年・改題

文章略解

生物学の進展により、親からの遺伝が人間の能力や性格や行動パターンに影響を与えていくことが明らかになつてきた。だが、社会的な生物としての人間の本性には、人間と人間とを関係付ける、媒介としての言語や法、貨幣が含まれている。それらの集く、個を超えた意味や規範、価値等の体系は、個を相対化する立場となる。それによって、人間は、内部に遺伝的に書き込まれた行動パターンの総計としての存在から自由になる可能性を持つ。

解答

問1 二

問2 科学の目的～からです。〔21～22行目〕

問3 先陣

問4 イ

問5 「環境説」〔14行目〕

問6 二

問7 ハ・ニ

問8 1＝競

2＝権威

3＝必須

【問題】(自習)

出典：岩井克人『21世紀への設計図』／上智大学 法学部 00年

文章略解

メイン卿が十九世紀に唱えた「身分から契約へ」は、現在の日本社会の再生への提言の基本テーマをなしている。それには筆者も賛意を表するが、「契約」に加えて「信任へ」ということも提唱したい。契約の主体となり得ない人間や、あるいは法人などの権利を保障するには、信任の関係が必要になる。それは双方の合意に基づくものではなく、国家の介入を不可欠とする。分業化の進む社会では「信任」の関係はますます重要なものとなる。

解答

- 問1 d 問2 b 問3 b
問4 b 問5 c 問6 a
問7 a
問8 a ≡ B b ≡ B c ≡ B d ≡ A e ≡ A f ≡ A
問9 a ≡ 3・5 b ≡ 1・7 c ≡ 4・6 d ≡ 4・6 e ≡ 4・8

解説

問1 主語である「冒頭から中学校の社会科の教科書のような話をしたのには」の、「話」の内容から考える。「冒頭」とあるから、冒

頭の「『身分から契約へ』……ヘンリー・メイン卿の言葉である。……」を見る。冒頭から、この「ヘンリー・メイン卿の言葉」が何故持ち出されたのか？その理由が問題となっているのだが、これは、第8段落後半の「これまでの市民社会に関する議論がイキヨしてきた『身分から契約へ』というメイン卿の公式を、おそらくも、『身分から契約と信任へ』と修正したいと思つてゐるのである。」から明らかである。これは、第7段落後半の「今日あえてこの場を借りるのは、実は右のような提言が想定している古典的な市民社会像に関して、異議を唱えてみたいからである。」という前提を受けている。この二箇所に基づいて選択肢を検討する。

問2

続く（日経新聞『二〇一〇年からの警鐘』）の引用は、この傍線部2の「基本テーマ」の例である。この引用例の文章構成を分析してみよう。

日本は今、第三の改革を課題としている。……

→

（理由）明治、戦後の国づくりの成果の陰で置き忘れた市民社会形成の課題を改めて突き付けられているからだ。……

自助努力と自己責任がキーワードになる。主役は（否定－国ではなく）市民（個人）なのだ。

「キーワード」に着目しなければならない。正解はbである。

a 「第三の改革を課題としている」とこと「第三の改革への課題」とは、違う。

c・d このテーマは、傍線部3を含む「あのメイン卿の言葉の残響」云々の部分で見られるように、メイン卿の言葉の側に立つ。

問1で見たとおり、このメイン卿の言葉と筆者の意見は対立する。c・d共に、筆者の主張。

問3

解答の根拠は、問1と同じ部分である。

a 「歴史的認識として」など論じていない。従つて、筆者がこの点で賛成か反対かも、一概には決めつけられまい。この設問で

求められているのは、「身分から契約へ」という言葉についての、筆者の考え方である。「異議を唱えてみたい」「修正したい」に基づかなければならぬ。

- b 「そのままで認められない」が、「修正したいと思つてゐるのである。」と呼応する。
- c 「なお有効である」では、正反対である。
- d 「異議を唱えてみたい」——すなわち、「反対」しているのである。

問4 続く第10段落から第15段落までで、例を羅列してまとめる形で、その異質性を説明している。

【例】

〔第10段落〕

☆無意識で運ばれてきた患者 〈自ら契約を結ぶ〉ことができない。〉

《信頼》

★医者 〈手術〉

〔第11段落〕

☆未成年・精神障害者・痴呆老人 〈契約の主体となり得ない。〉

《信任》

★後見人 〈財産管理〉

〔第12段落〕

☆会社・財団・地方政府・中央政府 ॥ 法人 〈精神も肉体も持たない単なる擬制〉

《信任》

★会社役員・財団理事・政府官僚 〈経営・管理・行政〉

〔第13・14段落〕☆患者 〈治療の特定化不可能・実行確認不可能〉

《医療知識に関して大きな開き》《信任》

★医者 〈治療〉

□ (まとめ)

〔第15段落〕……当事者の間で知識や能力に大きな差があると、そこ(=契約関係)には信任関係が入り込むことになる

のである。

☆側と★側とが対等ではない、ということが問題なのである。第16段落では、「対等性を欠いた人間関係である信任関係」と、これがはつきりと述べられる。

問5

☆会社・財団・地方政府・中央政府＝法人／契約関係の法的な主体

〈精神も肉体も持たない単なる擬制〉

★会社役員・財団理事・政府官僚／会社や財団や政府のために経営や管理や行政を行う
〈生身の人間〉

両者が対等でない、ということの本質は、一方が〈精神も肉体も持たない単なる擬制〉であること、もう一方が〈生身の人間〉であること、その相違にある。特に「精神」を持たない以上、「意志」を持っていないのだから、「直接監督・指示できない」ということになる。

- a 法人は、ここでは「契約関係の法的な主体」であることが前提とされている。
- b これは、「信任の関係に置かれている」ということとほぼ同じであり、何故そうなるかについて、「信任」に直接むすびつく理由付けとはならない。第一、「信任」の対立項である「契約」の関係だけでも、同じことが行われる。
- d 「契約の相手方」と「優越的専門家」の関係の問題ではない。

問6 傍線部6と、第17段落末尾「信任関係は法律によって厳格に規制される必要があるのである。」とは、ほぼ同義であるといってよいほど結びつきが強い。ここに着目する。

〔理由〕……信任に依存する人間はそれ（＝職業倫理）が乱用される可能性に対してもまったく無力である。

(例・無意識の患者に……)



◎信任関係は法律によつて厳格に規制される必要があるのである。

(反論・信任に関する法律は一般に未整備である。だが)

◎多くの場合その（＝信任に関する法律の）中核には、信任された人間が自動的に負うことになる「信任義務」なるものが置かれている。↑（例・医者は……）



(比較・双方の自由な合意：契約関係に対しても)

◎一方から他方への一方的な倫理観を要求する信任関係においては、司法を中心とした国家の介入が不可欠なのである。

以上の構成から考える。

問7 「契約関係とは対等な個人同士の関係であり」（第16段落冒頭）や「当事者の間で知識や能力に大きな差があると、そこ（＝契約関係）には信任関係が入り込むことになるのである。」（第15段落末）に述べられていることから、選択肢の中から、「知識や能力」の差が最も少ないと前提されているものを選んでくる。

問8 a 本文はメイン卿に異議を唱えるものであり、「日本もグローバル化された世界に對等な資格で参加できる。」とかいう話題の

ものではない。

b このことは、第8段落冒頭の一文で否定されている。

c 「信任」とは、筆者が新たに持ち出してきた、「契約」の延長線上に出てくる、それとは正反対の社会的な概念である。「アジア的共同体」は「温かさ」とだけコメントされており、これがどういうものかは言及されていない。「温かさ」という語から推して、感情的な結びつきを想起させる。「信任」という、國家の介入による法的な義務責任に関わるものとは相容れない。

問9

d 筆者の、メイン卿に対する異議と合致する。

e 問6で見た文章構成の箇所の主張に合致する。

f 第22段落以降の趣旨から作られた選択肢である。

a	周知	1. 就職	2. 衆議院議員	3. 円周率	4.	集合	
b	超克	1. 超人的	2. 主張	3. 追徴	4.	跳躍	
c	依拠	1. 以心伝心	2. 人為的	3. 委任状	4.	依然	
d	擬制	1. 偽造紙幣	2. 便宜的	5.	5.	告知	
e	希少	2. 貴重	3. 委任狀	6.	6.	時々刻々	
	1. 幾何学	4. 榜打	7.	7.	7.	7.	設置
		希望	4. 擬人法	5.	5.	8.	誘致
			5. 代償	6.	6.	8.	自治
			6. 称贊	7.	7.	9.	酷暑
			7. 奨学金	8.	8.	9.	製造販売
			8. 少年				

●
メ
モ
●

【問題】（演習）

出典：『無名抄』〈俊成自讃歌事〉の全文 / 中央大学 法学部 99年

現代語訳

（我が師）俊恵のことは、「五条の三位入道〔＝藤原俊成卿〕のお邸に参上したおりに、（私・俊恵が）『あなた〔＝俊成〕さまのお詠みになつた歌の中では、どの歌を『（最も）よく詠めている』とお思いになりますか。世間の人は、よそであれこれと評定しておりますが、（私・俊恵は）そ（のような第三者の考え方）を探り上げるわけにはまいりません。（この際、俊成卿ご本人のお考えを）じかにはつきりとおたずねしたいと思いまして（伺うのです）』と申し上げたところ、（俊成卿は、）

『夕されば……夕方になると野原のあたりを吹き渡る秋風が身にしみて（感じられて、）鶴の鳴いているのが（寂しく）聞こえるよ。

ここ深草の里では

こ（の歌）をね、自分自身にとつての代表歌だと存じておりますよ』とおっしゃつたのだが、私・俊恵がさらによまた、（重ねて訊ねて）言つたことには、〔俊恵〕『世間で広く人々が申しております（ことに）は、

おも影に……心の中の姿としては（満開の）桜の姿を（思い浮かべて、それを）自分の導きとしながら、幾重（にも重なる峰々を）越えてきてしまつたよ。（その桜と見えたのは実は）峰にかかる白雲（なのだつたが……）

こ（の歌）を優れているように申しておりますのはどのように（おいでございましょうか）と申し上げると、（俊成卿は）『はてさて、世間ではそのように定めてもおりますのでしょうか、（私にはその考え方の真意は）わかりません。自分でやはり、さきほどの（自分で挙げた「夕されば」）の歌とは、比べて論ずることができません（ほどに、「夕されば」の歌の方がすぐれないと存じております）』と（のお言葉が）ございました」と語つて、そのことについて（俊恵先生が私に）内密に〔＝ここだけの話だが、として〕申したことには、「あの（「夕されば」）の歌は、『身にしみて』という第三句が、たいそう残念に思われるのだよ。あれほどまでに（高い境地で）

できあがつた歌は、景色や雰囲気をありのままに描写（するだけに）して、ただそれとなく『（寂しさも）身にしみたことだろうな』と（歌を味わう人に）思わせているほうが、奥ゆかしくも、また上品でもあるのですよ。（ところが「夕されば」の歌は、わざわざ）たいそはつきり表現しすぎて、（あつさりと表現すること）歌の眼目としなければならないところを、明確に『（身にしみて）という心情語で具体的に）表現してあるので、（歌の風情が）ひどく底の浅いものになってしまった（のです）』と（言つ）て、それに続けて、（俊恵先生が私に言うには）「自分〔＝俊恵〕の歌の中では、

みよし野の……吉野山（の空）が一面に曇つて雪が降ると、麓の村裡ではときおり時雨が通り過ぎていくことだ

こ（の歌）をね、例の類（つまり私の代表歌）にしようと存じますよ。もしも後になつて（私・俊恵の代表歌が）はつきりしないと『言う人でもいたならば、（あなた〔＝鴨長明〕から）『（俊恵本人が）このように言つていましたが』とお話し下さいませ』と（おっしゃつたのだった）。

解答

問1 B

問2 ②〔下二段活用の謙譲語で、自己の行為にのみ用いて「謙遜・卑下」の気持ちを表現し、丁寧語的に「～ます」「～存じます」などと訳すことができる。〕

⑥〔四段活用の尊敬語で、他者の行為に用いて「行為の主体に対する敬意」を表現し、「お～になる」と訳すことができる。〕

問3 こそ

問4 ひどく風情のない底の浅い歌になってしまったのだ

問5 （身にとりての）おもて歌

問6 A

【問題】（自習）

出典：上田秋成『漆山本』『春雨物語』「歌のほまれ」の全文 / 上智大学 経済学部・法学部 97年

現代語訳

山部の赤人が、

和歌の浦に……和歌の浦に、潮が満ちて来ると、干渴がない（ようになる）ので、芦（の生えている岸）のあたりを目指して鶴が鳴きながら飛んで行くよ

という歌は、（柿本）人麿の「ほのぼの（と明石の浦の朝霧に島がくれゆく舟をしづ思ふ……『古今集』）」と並べて、和歌の父母のよう（な傑作）であると、世間では語り伝えている。このときの帝である聖武天皇は、九州で（藤原）広繼が反乱を起こしたので、都で密かに同調する者がいるかもしれない御心配になつて、「巡幸」という名目で、伊賀、伊勢、志摩、尾張、三河、美濃の国々に行つてお巡りあそばしたときに、伊勢国の三重郡、阿虞の浦のあたりでお詠みになつた御製ぎよせいは、

妹に恋ひ……妻を恋しく思いながら阿虞の松原を見渡すと、潮の干いた方へ鶴が鳴きながら飛んで行くよ

また、この巡幸に（際しては）遠方まで警備なさつて、舍人らを大勢、（護衛のために）先発隊として出立させた（が、そのとき）に、高市の黒人が尾張の愛智の郡の浦のあたりを見回つて詠んだ歌は、

桜田へ……桜（の生えている）田の地のほうへ鶴が鳴きながら渡つていくよ。あゆち渴の干渴の方へ鶴が鳴きながら渡つていくよ
これら（赤人と黒人）は、同じ帝にお仕え申し上げて、御製を（畏れ多いと思ひもせずに）わざわざ真似して歌を詠むはずがあろうか（いやそんなはずがない）。昔の人は、単に（自分で）見る眼前の事実をそのまま詠み出したものであるから、他の人が（同じような趣旨の歌を）詠んでいるとも知らず、次々とひたすら詠んだが、当然、（赤人が）紀の行幸、（黒人が）この巡幸のときに、きわめてよく似た歌を詠んだのは非難できることではなく、（それなのに、聖武天皇の）御製と黒人の歌とは世間で語り伝えないで、（赤人の）「和歌の浦」（の歌）だけを秀歌と、後世に語り伝えることがなんとも不審であることよ。また、同じ『万葉集』の歌で、詠んだ人はわからない（＝「詠み人知らず」）として、

なには渴……難波渴の潮の引いた所に立つて見渡すと、淡路島の方に向かつて鶴が鳴きながら渡つていくよ

これもまた、同じ景色を詠んでいる。昔の人は心が素直で、見たままの情景を、他の人が和歌に詠んでいるかどうかを尋ねたりしないで、（そんなことは気にせずに）詠んだのであった。だとすれば、和歌を詠むのは自分の心の向くままであって、また海辺や山の風景、花の色や鳥の声なども、技巧をこらして詠んだものではない。これをこそほんとうの歌と言うのにちがいない。

解答

問1 d 問2 a 問3 b 問4 b 問5 b 問6 d

問7 イ＝a ロ＝d ハ＝a

問8 1＝A 2＝B 3＝B 4＝B 5＝B 6＝A 7＝A

問9 b

解説

問1 名詞「渴」は、①「遠浅ノ海岸デ、潮方引クト現レル砂地ヤ泥地」、②「外海ニ続イテイル湖ヤ沼、入り江ナド」の意だが、ここでは上接する「潮満ち来れば（潮ガ満チテ来ルノデ）」という部分に着目して、①の意で解釈する。「無み」は形容詞「無し」の語幹「無」に接尾辞「み」が付いたもので、原因・結果を示す（いわゆるミ語法）。この形は多く「体言を⋮⋮み」の形を取って「体言ガ⋮⋮ノデ」と訳出する。形容詞の特殊用法として覚えておきたい。そうすると、「渴」を前述①の意で解釈できるのは、選択肢b・dであるが、形容詞「無み」部分を適切に原因・結果で訳出しているのは、その中の選択肢dであるので、これが正解となる。

問2 傍線部を品詞分解すると、「おほん（名詞）」+「を（助詞）」+「犯す（動詞）」+「べき（助動詞）」+「か（助詞）」+「は（助詞）」となる。名詞「おほん」は元來名詞に付いて尊敬の意を添える接頭辞であったが、その下に付く名詞を省略して、名詞化し

たもの。文脈から判断して名詞を補う必要があるので注意したい。ここで着目したいのは、5行目に「詠ませたまひしおほん」とあって直後に歌が置かれている点である。また、12行目には、「おほんと黒人が歌」という表現もある。並立を示す機能を持つ格助詞「と」を介して「おほん」と「黒人が歌」を列举していることから、「おほん」の後に省略されている名詞は「歌」であると推定できる。つまり「御歌」ということになり、帝がお作りになった、いわゆる「御製歌」であると考えられる。動詞「犯す」は①「法律や道徳上ノオキテヲ破ル」、②「攻メ入ル、侵略スル」等の意があるが、ここでは上接する「おほん」と考え合させて、「帝ガ御製デ示シタ視点ヤ感覺ヲ盜用スル」程度の意で解釈すればよい。助動詞「べし」は「御製ノ視点ヲ盜用スル」などという不敬なことは、通常考えられないのが常識であるから、（続く《反語》意との関係で）《当然》意「ハズダ」で解釈する。「かは」は係助詞「か」+係助詞「は」で多く反語表現を示す（……ダロウカ、イヤ……ナイ）。以上を合わせると、「帝ノ御製ヲ盜用スルハズダロウカ、イヤ盜用スルハズハナイ」ということになり、これに一番近い選択肢aが正解となる。なお、反語の実質である否定表現を現代語訳する選択肢型の問題では、反語表現部分のみを選択肢に提示することが多いので、注意したい。

問3

傍線部を品詞分解すると、「ただ（副詞）」+「見る（動詞）」+「まさめ（名詞）」+「の（助詞）」+「まま（名詞）」+「を（助詞）」+「うち出で（動詞）」+「たる（助動詞）」となる。副詞「ただ」は、「直」と表記し、①空間的に隔てるものがなく、直接結び付く様子を示す「マッスグニ、直接ニ、スグ」、②空間的に非常に接近している様子を示す「ホンノ近ク、スグ」、③時間的にちょうどその時であることを示す、「マサニ、チヨウド」等の意を示す場合と、「只・唯」と表記し、④一途に物事が進行する様子を示す「单ニ、ヒタスラ」、⑤その動作がはなはだしく行われる様子を示す「ムヤミニ」等の意があるが、ここでは文脈上、後者の表記を探り、④の意で解釈する。名詞「まさめ」は「正目」と表記し、「マノアタリ」の意。名詞「まま」は、「……ノトオリ、ママ」の意。動詞「うち出づ」は、「出づ」に語調を整えたり、意味を強めたりする接頭辞「うち」が付いたもの。この場合、目的語「まさめのまま」をとっているので、他動詞となり、①「衣ノ裾ヤ袖ナドヲ、牛車ヤ簾ノ下カラ少シ出ス」、②「声ニ出ス、声ヲアゲテ詠ジル」の意があるが、客語（直接目的語）の内容との整合性からここでは②の意で解釈する。助動詞「たり」は完了意（……タ）で解釈する。以上を合わせると、「单ニ見ル、マノアタリノママヲ詠ジタ」となり、bが正解となる。

問4

傍線部を品詞分解すると、「詠み（動詞）」+「に（助詞）」+「なん（助詞）」+「詠み（動詞）」+「しか（助動詞）」+「ど（助

詞)」となる。同一語を助詞「に」で結び疊語的に使用する用法は、その行為を反復継続することを示し、「ヒタスラ……」と訳出する。さらにここでは過去助動詞「き」の已然形「しか」が下接し、それに逆接接続助詞「ど」が付いているので、「タガ」という訳を付し、全体として「ヒタスラ(歌ヲ)詠ンダガ」程度の訳出になる。以上の訳出にあつた選択肢はbであり、これが正解となる。

問5 傍線部を品詞分解すると、「人(名詞)」+「や(助詞)」+「いふ(動詞)」+「と(助詞)」+「も(助詞)」+「問ひ聞か(動詞)」+「で(助詞)」となる。名詞「人」は本文脈では、「自分ヲ除イタ人、他人」の意。係助詞「や」は「いふ」と係り結びを生じ、疑問意を呈している。動詞「いふ」は、「言葉ニ出ス」意。「とも」は格助詞「と」に係助詞「も」が接合したもので、「……トイウコトモ」の意。動詞「問ひ聞く」は「尋ね聞く」の意。接続助詞「で」は上の事実を打ち消して下に続ける機能を持ち「……ナイデ、……ズニ」の意。以上を合わせると、「他人ガ言葉ニ出シタカトイウコトモ尋不聞カナイデ」程度の意となる。ここで「言葉ニ出ス」とは、続く文脈で、「詠んだりける」とあるので、「和歌トシテ詠ムコト」であると考えられ、選択肢bが正解となる。

問6 傍線部を品詞分解すると、「さかしく(形容詞)」+「いひ(動詞)」+「たる(助動詞)」+「もの(名詞)」+「に(助動詞)」+「は(助詞)」+「あら(動詞)」+「ず(助動詞)」となる。形容詞「さかし」は「賢し」と表記し、他より勝っている様が原義。類義の「かしこし」が畏敬の念を伴うのに対し、「さかし」はいかにも隙がない感じを含み、さらに現代語の「こざかしい」につながるように、それが表面に現れることに反発した感じまでが語義に含まれる場合がある。本問での「さかし」はまさにこの場合であり、「利口ブル、生意気ダ」などの意が訳出例として挙げられるが、ここでは和歌を詠むことに関して使われているので、「技巧ヲ凝ラス」程度の意で解釈する。動詞「いふ」は**問5**で既出。《存続・完了》の助動詞「たる」は、「……テイル・タ」の意で訳す。「には」は、下に補助動詞「あり」を伴うことから《断定》助動詞「なり」運用形に係助詞「は」が付いたものと判断し、「……デハ」の意で解釈する。「ず」は《打消》助動詞終止形。「……ナイ」の意。以上を合わせると、「技巧ヲ凝ラシテ和歌ニ詠ンダモノデハナイ」程度の意になり、選択肢dが正解となる。

問7 イ 「筑紫」は「つくし」または「ちくし」と読み、本来は現在の福岡県一帯をさす地名である。これが文脈によつて、九州全

体を指す場合と、肥国（ひのくに）現在の佐賀・長崎・熊本の三県）・豊国（とよのくに）現在の大分県と福岡県の一部）を合わせた九州の北半分を指す場合、筑前・筑後（現在の福岡県全域）を指す場合、筑前（現在の福岡県北部）のみを指す場合、太宰府のみを指す場合等があるが、受験レベルとしては、とりあえず九州を指すと覚えておけばよい。正解はa。

口 「内応」とは「内部デ応ズル」の意。ここでは、筑紫の反乱に対して「都」で「内応する者」という文脈で使用されているので、反乱に対する同調者の意で解釈すればよい。正解はdとなる。

ハ 「みさき」は「御先」あるいは「御前駆」と表記し、「貴人ヲ先導スルコト」の意であるが、ここでは、みさきに立たせたのは、舎人〔=宮中の警護を行う者〕であり、反逆をおそれての国状視察のための「巡幸」に先立つて派遣されたことが述べられているので、aの意とする。

問8 内容合致問題。各選択肢を本文と照合していく。

- 1 本文10行目「昔の人は……うち出でたる」と叙述。Aとなる。
- 2 本文15行目～17行目「いにしへ人は……これをなんまことの歌とはいふべけれ。」という叙述から筆者が昔の人の作歌法を評価していることがわかり、この論旨に反する形になるので、B。
- 3 本文に記述なし。本文論旨とは関わりない表記があるので、B。
- 4 本文10～11行目に「昔の人は……人詠みたりとも知らず。」という叙述があり、意図的に同じ歌を作ったわけではないので、B。
- 5 前選択肢と同様の理由、及び本文10行目における「同じ帝に仕うまつりて、おほんを犯すべきかは」という叙述から、B。
- 6 本文15行目「いにしへ人は……人やいふとも問ひ聞かで」という叙述と合致するので、A。
- 7 本文16～17行目「歌詠むはおのが心のまま……さかしくいひたるものにはあらず」という叙述と合致するので、A。
なお、このような正誤問題の場合、本文表現に対して、①限定条件付加、②拡張条件付加、③因果関係相違、④定義内容相違、等々の形で誤りの選択肢は作成されていくので、本文叙述の射程距離を見定めて、解答をするように心掛けてほしい。

問9 文章構造論的に考えると、本文末尾段落に総括部分が存在する可能性は高い。本問では、最終二文「歌詠むはおのが心のまま

……さかしくいひたるものにはあらず。これをなんまことの歌とはいふべけれ（和歌ヲ詠ムノハ自分ノ心ノ向クママデアッテ、
……技巧ヲコラシテ詠ンダモノデハナイ。コレヲホントウノ歌トイウベキナノデアル」に筆者の主張が隠されている。これを踏
まえた選択肢りが正解となる。

【問題】（演習）

出典：『栄花物語』（巻十二 玉の村菊）／お茶の水女子大学 97年

現代語訳

むなしく月日も次第に経つて、この隆家中納言さまは、何ヶ月ものあいだ目をたいそう重くお病みになつて、あれこれと治療法をお試し尽くしあそばしたのだが、それでもやはりひどく（お目が）見えにくくて、そうなつてはあまり（世間との）御交際などもなさらず、（以前の華やかさに比べると）考えられないほど（ひつそりした御様子）で（御自邸に）じつと引き籠つておしまいになつた。それにしても、（隆家さまの叔父上にあたる）道長さまなども、（隆家さまのことを）明けても暮れてもの御碁や双六の親しい好敵手とお思いになり、好ましい様子で親切に御応対申し上げあそばす（御関係だった）ので、たいそう胸を痛めて不憫なことに思わずにはいらっしゃれなかつた。（あの才能豊かな隆家さまがそれほど御病気が重いとは）残念で、惜しいことはこのうえない。

そういうするうちに、（当時の太宰府の次官である）大弐（であつた平親信さま）が、辞表というものを、朝廷に奏上していたので、（その補欠に任せられようと思う人々が）我也我もと願書を提出して大騒ぎしていたところ、この（隆家）中納言さまも、「（これでは都にいても仕方がない）どうにでもなれ、こ（の太宰大弐の官職）を申請して就任してしまおうかしら」とお思い付きになつて、（このことを告げるのに）ふさわしい（近親の）人々に相談などなさつたところ、「（来日して太宰府にいる）中国人はたいそう目を治療（するのに優れていると申）します。その（中納言さまの御意向の）ように（太宰府に）おいであそばして御治療あそばしませ」と、近親の人々も申し上げたので、（三条）帝にも（その希望を中納言さまから）御奏上あそばし、中宮にお申し上げあそばしたので、（中納言）という現職からすれば本来なら格下の大弐の官職を、病のせいで自ら望むとは（なんとも痛ましいことだと帝もお感じになつたのだが、（執政として大弐の任命の実権を握っていた）道長さまも、「（中納言殿がそこまで）真剣に考えずにはいらっしゃれないならば、（後任の大弐になるのが）他の人であつてよいはずのことではない」と（いう御意向があつ）て、（隆家さまは太宰大弐に）なつておし

まいになった。（任命が陰曆）十一月のことなので、そのように（大式に）なるにはなっておいでになるのだが、年内（に下京着任すること）などは御決意になることができるわけでもない。（高貴な方の筑紫下りを）たいそうしみじみと（おいたわしい）ことだと世間の人々も申し上げる。

解答

問1

- (1) 道長は、隆家を、好ましい様子で親切に御応対申し上げていらっしゃったので
(2) 手を尽くしても良くならないほど隆家の病気が重いとは残念で、隆家の豊かな才能が惜しいことはこのうえない。

問2

隆家が目の治療のために自ら希望する以上、隆家以外の人物を太宰大式に任命するのは適当ではないということ。

〔51字・解答例〕

問3

(a) みかど (b) 隆家中納言（中納言） (c) 隆家中納言（中納言）

問4

なりなまし」と「6行目」・ 紿ひぬ「9行目」

【問題】(自習)

出典：『増鏡』〈巻二 藤衣〉／上智大学 文学部

現代語訳

そして、（『新勅撰和歌集』撰進奏覽と）同じ（貞永元年＝一二三二年陰曆十月）四日、（後堀河天皇は）御退位あそばした。御病気が重いことのためであった。前年〔＝寛喜三年〕の二月、中宮の御腹に（のちの四条天皇となる）第一皇子がお生まれになつたので、すぐに皇太子にお立たせになつたのであった。例によつて（世間の）人の口の悪いことには、「あの承久の廢帝〔＝仲恭天皇〕が、お生まれあそばすやいなや皇太子におなりになつたのは、大変縁起の悪いことであつたのに（また同様のお沙汰をなさるとは）」といふようだ。（後堀河）帝は御退位あそばして、その（三日後の）七日すぐに（今後は太上天皇＝上皇の）尊号（でお呼びするというおふれ）があつた。御病気はやはり快方に向かわない。だいたい、世間も平穏ではない。（というのも）この三年ばかりは天変がとかく重なり、地震があつたりして、（そのような天変地異を通じての）天の戒めも頻繁で、（上に立つ者としての新帝の）御謹慎も大変なものようだから、（上皇は、新帝が）これからどうおなりになることか、と、御心などもおちつかないにちがいない。

今上〔＝新帝・四条天皇〕は（数え年の）二歳におなりあそばす。驚き呆れるばかりの御幼少さで、尊く立派な^{*}天子にお定まりになるのは、本当に（あまりのことには不吉さを感じて）恐ろしいほど、前世（での善根）が知りたい（ほどの）御様子である。昔、近衛院が三歳、六条院が二歳で皇位におつきになつたのは、どちらも（早死にで）喜ばしくない先例である。閑院殿の（里内裏の）清涼殿で（御即位に）先だって御着袴の儀があつた。十二月五日、御即位（の儀式）は無事に終わつたので、めでたく年も改まつた。中宮も御物の怪にお悩みあそばして、いつも病気がちでいらっしゃるのを、（後堀河）上皇もいよいよ御心の晴れるときもなくお嘆きになる。（陰曆）四月ごろ、年号が変わつた。天福（のものであるはずだ。それと同様に）中宮も位をお去りになつて（皇后と言うことになり）藻壁門院と申し上げるそうだ。今年もまた普段と違つて（御懷妊で）御氣分がすぐれずおいでになるので、（皇子誕生の）めでたい御ことの数がお加わりになるに違ひない、と世間では素晴らしいことにお噂申し上げる。（御安産祈願の）祭事やお祓い（の行事）が何やかやと目白押しで、早いうちから騒いでいる。ましてその（お産の）時期が近くなつて（から）は、天下（どこにも）落ち着いた雰囲気もないほど、山々（の寺社をはじめ、洛中の）寺々・社々でお祈りをして大騒ぎなのだが、（女院に取り憑いた）御物

の怪（の力）が強くて（お祈りの甲斐もなく）なんとも呆れるほど情けない。とうとう九月十八日に（女院は）お亡くなりあそばした。そのころの（世間の嘆き悲しみの）ひどさは（後世の人にもきっと）推察できるに違いない。その年に二十五歳におなりあそばした（ばかりだった）。若々しくお美しくかわいらしくて、盛りの華のようなお姿が、あつという間の露のように消えておしまいになつた（ことは）、（どうにも）言いようがない（ほどおいたわしいことだ）。（女院の父君にあたる）道家公や（その）奥方さまが、悲嘆に暮れておられる有様は、悲しいなどという言葉では言い表せない。（後堀河）院にお仕え申しあげる民部卿の典侍と申すのは定家中納言の息女である。この女院にもごく近くお仕え申しあげている人であった。（この民部卿の典侍という人も）この上なく悲しみに沈んで剃髪して（尼になつて）しまつた。たいそう胸を打つことごとである。ある人が（出家の辛さを）見舞つた返事に、

悲しさは……」の悲しみは、（出家もせず）憂き世（に暮らしていること）の咎めであると（思つたからこそ）出家したのですが、（勤行三昧の日々になつてみたとて）ひたすら（女院を）恋しくお思い申しあげる気持ちだけはどうにも慰めようがありません（女院は）今上の母にあたる后でいらっしゃつたので、天下の人々はみな同じ（諒闇の色である）鈍色を着て喪服姿になつた。

解答

問1 ア 问2 ウ 问3 エ 问4 ア 问5 ウ 问6 ア

問7 (a) イ
(b) キ
(c) エ
(d) カ
(e) ク

問8 イ

問1 長めの解釈問題は、結果的には言うまでもなく現代語訳を要求するのだが、それでもはじめに文法・語法的なアプローチを試みると報われることが多い。

そこで本問の選択肢を構文の面から比較すると、すべて「……のは、……のに（だが）」となつていて、この段階では明瞭な区別が見られない。しかし、主節（＝全文の主語となる節）の最後を比較すると、選択肢ア・エでは「おなりになったのは」と《過去》の言い回しになつていて、イ「予定されたのは」・ウ「なさろうとしたのは」というのは、どちらもその時点における《未来》を含んだ言い回しになつていて。ここで原文の該当部分を見ると「る給へりしは」となつており、《存続・完了》の「り」と《経験過去》の「き」は見られるが、イにふさわしい「べし」やウにふさわしい「む」は含まれない。これでイ・ウを捨てることができる。

さらに残ったふたつを比べると、原文の「～とひとしく」の部分に対応する表現がアでは「～と同時に」となつていてのに対しで、エでは「～やいなや同様に」とある。この「～やいなや」はアの「～と同時に」に同義の表現だから、エでは特定の（掛詞でもない）語を別の意味で二重に訳してしまったことになる。よつて正解はアとなる。

なお、原文の「坊」は各選択肢に共通して「皇太子」と訳されている。これは律令制下で皇太子に関する政務を取り扱う役所を「東宮坊」と呼んだことに由来する表現で、大学によつてはこの知識を必要とする問題を作ることもある。「古典常識」である。「職」が「中宮職」の略称でこれも中宮に関する役所を示すことがあるという知識とともに憶えておきたい。

問2 僕縫部中に「御心」と《尊敬》の接頭辞を含む名詞が用いられている。のことからまず選択肢イ「万民」が消える。

次に、6行目に「今上は二歳にぞならせ給ふ。あさましき程の御いはけなさにて」とあることに注目する。「今上」は「きんじよう」と読み、「現天皇」を示す。（現代でも用いられることがある語である。）とすると、天皇がアのような感情を持つことは事実上不可能だろう。（なお、問題文1～2行目「去年の二月、後の宮の御腹に一の御子いでき給へりしかば、やがて太子に立たせ給ひしづかし」とあり、この「今上」は僕縫部(1)で誕生と同時に皇太子となつたことがわかつていて、これが「去年」のことだから即位時で実際には現在の零歳か一歳だったことになる。これが「二歳」と書いてあるのは、当時の年齢が「数え年」で表示されるからである。「数え年」は現在用いられる「満年齢」に比べると少なくとも一歳、最大二歳も多めに数えられる。）

残るウ・エについては、エに見られる「中宮」への言及がなされるのは、この文章では第三段落まで待たなければならないということを考える。傍線部を含む第一段落は2行目で東宮（今上）にふれつつ後堀河天皇の退位について述べているだけであり、第二段落で今上の話題に移ることを考えても、「中宮」に触れるのは第三段落冒頭の「中宮」を待つと考えるべきだ。（こ）で「中宮」に《並列》の係助詞「も」が用いられていることも、「それまでの話題とは別の話題を持ち出す」ことを示す働きがあると考えてよい。）よって正解はウ。

なお、文脈的にアプローチするなら、傍線部に先行して「さとし」という語があることも注目の対象となる。そのまえの「転変」「地震」などが、当時は治世の不適切さに対する天による警鐘だと考えられていたことを思い出すと、「さとし」はここでは「諭す」の《転成名詞》である。ここに気付けば一発でウ「治世に対する懸念」が選べるわけだ。ただし受験生としては、以上を参考としても、前に述べたような確実に選択肢を削つてゆく方法を身につけることを、他の問題への応用のために意識しておくべきだろう。

問3 これは、「さきの世」＝「前世」という古典常識があれば難なくエが選べる。ウ「神代」を「さきの世」ということはないし、イ「来世」なら「のちの世」となるはずだ。かろうじて微かな可能性があるのが、「前代」を「前天皇の治世」と捉えたアだろうが、後堀河天皇は「天変地異」の時代の天皇であり、その治世が「慕われる」というのでは文脈にそぐわない。

問4 傍線部を品詞分解すると、「まだき（名詞）+より（助詞）+ののしる（動詞）」となる。「まだき」は形容詞「まだし」の本活用連体形だが、《格助詞》が下接することから《準体言》として働いているとわかり、ここではおよそ「まだの時」といった意味になる。（「まだし」の同義語が「いまだし」で、この両方とも語幹部「まだ・いまだ」が副詞として用いられる。）このことから選択肢をア「早い時期から」・ウ「時期尚早だと」に絞り込める。あとは、傍線部の古今異義語「ののしる」に注目してウの「非難する」を排除する。

ここで、「ののしる」に先に注目してしまって、選択肢のうち消えるのはウだけであり、あとは文脈によつてひとつひとつ潰してゆくという遠回りをせざるを得なくなる。ここでもやはり、「解釈は文法・語法から」のアプローチが有効であることがわかるだろう。文法知識は、膨大にあつたところでそれが曖昧では役に立たない。知識量としては多くなくとも、ひとつひとつが確実な

ら、右のような隙のない解法が使えるというわけだ。

問5 この選択肢もそれぞれ長いが、残念ながら構文はほぼ一致している。ここでは「憂き世」と関連して「背く」という動詞が用いられていることに注目する。これが「出家」を意味するというのは、古典常識の基本中の基本である。選択肢の中で、「出家」に言及しているものはウしかない。

問6 前問に関連して、これも仏道用語の古典常識が問われる。「墨染め」は現代語でいう「喪服・僧衣」のこと。（真っ黒とは限らず、「鉛色」^{（じゅういろ）}という青みがかつた暗灰色をいうことも多い。）このことから、まず工が仏道用語を含まないことによって排除される。さらに、イ「願った」やウ「集まつた」では原文の「やつれぬ」に対応しない。

なお、先に捨てた工については、「やつれぬ」に「憔悴しきつていた」という訳語を当てていることにも問題がある。「やつる」は現代語（「やつれる」）では確かに「憔悴」の意味に用いられるが、古文ではもっと意味が広く、「その人に一般的にふさわしいはずの服装・道具などを用いず、目立たないようにする」といった意味に用いられるのが基本である。各自古語辞典にあたって、根本的な用法を確認しておくことだ。

問7 (a) 出題条件部に「四条天皇の即位」とあり、波線部直前に「後堀河天皇」とあるのだから、「おりゐ」は「降り居」だろう。「天皇位から降りる」ことである。

(b) これは少々難しかつたか。耳慣れないことばだらうが、波線部から下へ読むと「あるじ（主）に定まり給ふ」とあり、これで「即位」を意味することはわかるだろう。ただし波線部は「あるじ」で終わっているので、正解は「帝王」となる。なお、「いくしき」は「厳し」の連体形、「十善のあるじ」は仏道用語に由来する。仏道では人間のしてはならない悪事である「不善」を十種類かぞえあげるが、前世でこれらを一つたりも犯さなかつたから次の世で天皇となつたのだ、と考えたものである。せつかく見かけたのだから、どうせなら憶えておこう。

(c) 漢字で表記すれば「篤しうおはします」となる。直前に「御物怪」とあり、当時の一般的な觀念として病気は「もののけ」に取り憑かれて起ると考えられていたことは古典常識である。

(d) 「例ならず（＝不例）」も「悩む」も同様に「体調が普通でないこと」から「病気」を意味することが多いが、女性においては「妊娠・懷妊」の婉曲表現ともなる。これも基本的な古典常識。「体調」のことだから「出産」はあたらない。

(e) 「露と」の「と」は《譬喻》の用法。続く「消え果て」と相俟つて「死亡」の婉曲表現となるが、ここでは死んだのが「中宮」だから「崩御」と表現されうる。なお「崩御」は天皇・中宮（＝皇后）・院（＝上皇・法皇）・女院（＝皇太后）の死亡をいう尊敬語で、それ以外の皇族や上達部の場合は「薨去」と言うことがある。

問8

あらかじめ設問に目を通しておいてこの設問に気付いたら、問題文を読みながら人物関係図（系図）を書いてメモしてゆくことで、この設問だけのためにまた問題文を読み返さざるを得なくなつて時間を無駄にしてしまうといった事態を容易に避けることができる。

①の「后の宮」は「中宮である皇族」の意で後堀河天皇の后のこと。

②の「一の御子」は①の産んだ「天皇の第一子」で東宮、かつ後の四条天皇のこと。

③の「上」は退位した「天皇」だから後堀河天皇のこと。「うへ」は一般に天皇や清涼殿を示す。まれに「殿の上」の略称として「北の方」の意味にもなるが、この場合も大臣などの嫡室であつて「中宮」を意味することはない。

④の「今上」は「新天皇・現天皇」で四条天皇のこと。

⑤の「中宮」はそのままわかる。（なお、「中宮」とは「皇后」の別称なのだが、これは同時に律令制で規定される地位でもあつたから、中宮になるにもやめるにも朝廷による決定・儀式が必要で、その配偶者たる天皇が退位しても中宮自身も自動的に中宮ではなくなるというものではなかつたし、また逆にある男性が即位するとその配偶者が自動的に中宮になるというものでもなかつた。たとえば、幼帝で配偶者がない場合、生母が中宮位に留まる、あるいは即くことがあつた。無理に憶えなくてもよいが念のため。）
⑥の「院」は「上皇・法皇」のことで、ここでは退位後の後堀河上皇をいう。

⑦の「～門院」は「女院（＝皇太后・太皇太后）」の出家後に贈られる称号。直前に「中宮も位さり給ひて」とある。

⑧の「当代」は「現天皇」の意で四条天皇のこと。

⑨の「御母后」は「当代の御母」であることが明らかだからとの「中宮」である。

以上をまとめると、③・⑥が「後堀河天皇」（＝父親）、①・⑤・⑦・⑨がその「中宮」（＝母親）、②・④・⑧が「四条天皇」（＝

子) ということになり、全部で三人である。

●
メ
モ
●

【問題】（演習）

出典：『列子』説符篇 第八／お茶の水女子大学 00年

書き下し文

昔不死の道を知ると言ふ者有り。燕君人をして之を受けしむ。捷ならずして言ふ者死せり。燕君甚だ其の使者を怒り、將に誅を加へんとす。幸臣諫めて曰く、「人の憂ふる所の者は死より急なるは莫く、己の重んずる所の者は生より過ぎたるは莫し。彼自ら其の生を喪へり。安んぞ能く君をして死せざらしめんや」と。乃ち誅せず。

現代語訳

昔、（自分は）不死の方法を知っているという者がいた。燕の殿様が使者を送つてこれ「〔不死の方法〕」を伝授してもらおうとした。（その使者が行くのが）素早くなくて「〔すぐに行かないで〕」いるうちに（不死の方法を知ると）言う者は死んでしまった。殿様は非常にその使者（がぐずぐずしていたの）を怒り、すぐにも（その使者を）処刑しようとした。（殿様の）お気に入りの家臣が（殿様を）諫めて言うには、「（一般に）人が心配するのは死よりも切実なものはなく、自分〔個人〕が大事にするのは（自分自身の）命以上のものはありません。彼〔不死の方法を知っているという者〕は自分自身その命を失いました、（自分を不死にできない者が）どうして殿を死なないようにできるでしょうか。」と。そこで（殿様は使者を）処刑するのをやめた。

解答

問1 A=いさ（めて） B=うれ（ふる）

問2 不死の方法を知っていると言う者の所へ使者が行くのが遅かつたので、不死の方法を知ることができなくなつたから。

〔53字・解答例〕

問3 まさにちゅうをくわえんとす。

問4 不死の道を知つてゐると言つた者。〔16字・解答例〕

問5 自分が死ぬような者が殿を死なないようにしてさしあげることなどできるはずがありません。〔解答例〕

書き下し文

- A** 荆人宋を襲はんと欲し、人をして先づ澭水を表せしむ。澭水暴に益す。荆人知らず、表に循つて夜涉り、溺死する者千有余人、軍驚いて都舎を壊る。嚮に其の先づ表せるの時は導くべかりしなり。今水已に変じて益多し。荆人尚猶表に循つて之を導く。此れ其の敗れし所以なり。
- B** 楚人に江を渉る者有り、其の剣舟中より水に墜つ、遽に其の舟を契みて曰く、「是れ吾が剣の従りて墜つる所なり」と。舟止まり、其の契みし所の者に従ひ水に入つて之を求む。舟は已に行けども、剣は行かず。剣を求むること此の若きは、亦惑はずや。

現代語訳

- A** 荆（国）人が宋（の国）を襲おう「〔宋国に不意打ちをかけよう〕」とし、（荆国内の誰かの）人に最初に（荆国と宋国との国境を隔てる）澭水を（渡るための準備として）竿を立てて（澭水の）川の深さを示させ（ておい）た。（ところが、その後に）澭水は急激に（増水して水嵩が）増した。荆（国）人は（澭水の水嵩が増していることを）知らずに、川の深さを示す目印となる竿に従つて夜に（水を）渡り、（その結果）溺れ死んだ者が千人以上（も出たので）、（荆国）の軍は驚いて、軍營を崩して「〔軍隊内は混乱し、指揮系統が乱れて敗退して〕」しまった。以前にそれ〔荆国人〕が最初に川の深さを示す目印となる竿を立てた時は（確かに軍隊を）引き連れ（て澭水を渡）ることができたのだ。（いよいよ軍団を渡らせる）今は水（位）がとつくに変わつて（澭水の水嵩は）ますます多い（状態になつていた）のだ。荆（国）人はそれでもなお川の深さを示す目印となる竿に従つてこれ〔軍隊〕を引き連れた。このことがそれ〔荆国〕が敗退した原因なのだ。
- B** 楚（国）人に（揚子）江を渡る者がいて、その（人の）剣が舟の中から川（の中）に落ち（たので）、（その剣の持ち主である楚国の人）がすぐにその〔自分の乗つていた〕舟（の船縁に目印）を刻みつけて言うことには、「これ〔船縁に刻んだ目印のある場所〕が舟から（私の剣の）落ちた場所である」と（言つた）。（川を渡りきつた）舟が（船着場に）止まるとき（その人は）それ〔

自分」が刻んだ（目印の）場所から、川に入つてこれ〔=落とした剣〕を探した。舟はとっくに（向こう岸まで）進んで行つたが、剣は（落とした場所から）動いて行かない。剣を探すことをこのように「=船縁に目印を刻みつけておいて、その位置から後で川に入るよう」するのは、なんと分別のないこと〔=道理のわからない愚かなこと〕ではないか。

解答

問1 今〔本文3行目〕

問2 イ

問3 ウ

問4 楚の人は、自分が舟ばたに刻んだ目印の場所から川に入つて、落とした剣を探した。
〔解答例〕

問5 エ

解説

問1 対応語句を指摘する問題。まず「嚮」と意味そのものを明確にする。「さきニ」と読んで、「まえに・以前」の意を表す副詞。同じ働きの語に「向・前」がある。「対をなす」ということは、同じように副詞的な働きをして、時間を表す漢字ということになる。直後の文に「今」がある。さらに「嚮」と「今」で始まる二つの文は、それぞれ灘水の過去の状況と現在の状況を表していく対応している。

問2 現代語訳の問題。一語一語の意味を正確にとらえることから始める。「此」=「レ」と送り仮名があるので「こレ」と読んで「これ」の意。そこまでの文章の内容を受けている。

「其」＝「そノ」と読んで「それが」の意。「ノ」は主格を表す。「荊」の國を指している。「敗」＝「レシ」という送り仮名に沿うと、「シ」は過去の助動詞「き」の連体形だから、「敗れた」となる。

「所以」＝必ず返読して「ゆえん」と読み、「理由・わけ」の意。
「也」＝「なり」と読んで「断定」を表す。

以上の理解を積み重ねると、「これが荊が敗れた原因だ」となる。イが正解。

問3 返り点をつける問題。文全体の読み方の型を決めてくれる基本句形のパターンがないので、選択肢それぞれの返り点に沿って訓読を試み、解釈することで、文脈に矛盾しない訓読を選ぶ。

なお、前半は全て「是れ吾が剣の」と読んで「これが私の剣が」の意。

A＝「墜つるに従ひし所なり」と読んで「落ちていくのにつき従つた所である」となって、前半とうまくつながらない。

イ＝「所は墜つるに従ふ」ぐらいには読めるが「所」が前半とうまくつながっていかない。

ウ＝「従りて墜つる（＝ちつ）所なり」と読んで、「そこから落ちていった場所である」の意になり、剣が落ちていった場所を舟に刻みつけながら言う言葉としてふさわしい。ウが正解。

エ＝「従ひし所は墜つ」ぐらいには読めるが、意味不明。

問4 現代語訳の問題。

「其」＝「自分」を指す。「ノ」は主格。

「…所ゝ者」＝「…ノゝ（スル）ところノもの」と読んで「…が…するもの（＝こと）」の意。

「之」＝舟から落とした剣を指す。

以上をまとめて逐語訳を作ると、「自分が刻みつけた目印に従つて、川に入つて落とした剣を探した。」となる。主語を補つたりして、完璧な解釈に近づけていく。

問5 主題を考える問題。A・Bとともに、情勢の変化に気づかないで、過去につけた目印に従つて行動して失敗に陥ったという話。篇

名の「察今」も、「今の状況を考察する」と解釈できて、主題につながる。「古今の情勢の変化を察して変法すべきである」という法家的な主張である。工が正解。

ア＝「無為自然」を主張してはいないし、「礼や法」を批判しているわけでもない。道家の主張。

イ＝「人間」対「自然」という図式でとらえてはいない。

ウ＝主題と逆。儒家的主張。



会員番号	
------	--

氏名	
----	--